

2024年9月12日

各 位

会 社 名 プレミアアンチエイジング株式会社
代表者名 代表取締役社長 松 浦 清
(コード番号: 4934 東証グロース)
問合せ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長
上 原 祐 香
(TEL. 03-3502-2020)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションに関する報酬等の決定に関する議案を、2024年10月29日開催予定の第15回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役の貢献意欲や士気をより一層高め、株価変動によるメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対してストックオプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 付議する議案の内容

当社の取締役の報酬は、2019年10月24日開催の第10回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とすることをご承認をいただいておりますが、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額40百万円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は400個を上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記(1)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、割当日後に株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、行使価額をそれぞれ調整する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

② 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

イ. 新株予約権の割当日の翌日の2年後の応答日から、新株予約権の割当日の翌日の3年後の応答日(当該応答日を含む。)までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

ロ. 新株予約権の割当日の翌日の3年後の応答日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の8年後の応答日(当該応答日を含む。当該新株予約権を権利行使することができる期間の最終日)までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定であります。発行の内容につきましては、取締役会にて決議され次第、速やかにお知らせいたします。

以 上